

税の申告は正しく期限内に



平成26年度市県民税申告の受け付けは、次の日程で行います。申告は正しく期限内に行いましょう。

なお、昨年までは申告書を市報と同時に配布していましたが、今年から前年申告実績のある人を対象に郵送での配布に変更しました。

昨年申告書の提出をした人で、申告書が届かない人は市民税課へご連絡ください。

確定申告の申告書については佐賀税務署へお尋ねください。

※改修工事のため、佐賀市役所本庁舎では申告の受け付けは行いません。

※今年度から、各支所での受付期間が異なりますのでご注意ください。※各支所で地区割りをしています。地区割りについては別途各支所からお知らせするため、地区ごとの日程に合わせてお越しください。

場 所	受 付 日	受付時間
佐賀市保健福祉会館 (ほほえみ館) 4階会議室	2月17日(月)～3月17日(月) ※土日を除く。ただし2月23日(日)と3月2日(日)は受け付けを行います。	9時～16時
大和支所	2月17日(月)～3月17日(月) ※土日を除く	
諸富支所 富士支所 久保田支所	2月24日(月)～3月17日(月) ※土日を除く	
三瀬支所 川副支所 東与賀支所	2月17日(月)～21日(金) 3月3日(月)～17日(月) ※土日を除く	

市県民税申告をしなければならぬ人

- 平成26年1月1日時点で佐賀市に居住している人（収入がなかった人も、その旨の申告が必要です）
- 平成26年1月1日時点で佐賀市に事業所や家屋敷を有する人

次の人は、市県民税申告の必要はありません

- 平成25年分の所得税の確定申告をする（した）人
- 平成25年中の収入は「給与」のみで、給与の支払者（勤務先）から市役所に「給与支払報告書」が提出されている人

- 平成25年中の収入は「公的年金等（障害年金、遺族年金を除く）」のみで、年金支払者から交付された「平成25年分公的年金等源泉徴収票」に記載された所得控除以外の所得控除を受けない人

市県民税申告に必要なもの

- 市県民税申告書
 - 印鑑
 - 平成25年中の収入を証明する資料
 - ※資料がない場合、申告の受付不可
 - ・給与、公的年金等の源泉徴収票
 - ・自営業、農業、不動産収入のある人：収入金額と必要経費をまとめた収支内訳書、帳簿等
 - ・その他の収入のある人：収入金額と必要経費が証明できるもの
 - 控除に関する資料
 - ※資料がない場合、控除が受けられません。
 - ・社会保険料控除を受ける人：証明書（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付確認票、国民年金保険料の控除証明書など）または領収書
 - ・生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人：保険会社が発行する控除証明書
 - ・医療費等の控除を受ける人：領収書（合計額を計算しておいてください）
 - ・障害者控除を受ける人：障害者手帳等または障害者控除対象者認定書
 - ・その他控除を受ける人：証明書または領収書
- ※申告書を郵送した場合、添付資料の返却はできません。必要な人は事前にコピーをお取りください。

インターネットでも申告書作成ができます



1月14日(火)から、インターネットで申告書の作成と税額の試算ができます。画面の案内に沿って必要事項を入力すれば、簡単に申告書の作成ができます。

作成した申告書を印刷して添付書類と一緒に郵送すれば、混雑する申告会場で並んで待つ手間が省けます。

ご利用の際は、市ホームページから「くらし・環境」→「税金」→「個人市民税」へ進んでください。

手書き作成用に、申告書のダウンロードもできます。

※申告書作成、税額試算は平成26年度(平成25年分)のみの対応となります。ご利用前に市ホームページに記載している注意事項をよくお読みください。

佐賀税務署からのお知らせ

- 平成25年分の申告期限と納期限
 - ・所得税および復興特別所得税・贈与税：3月17日(月)
 - ・個人事業者の消費税および地方消費税：3月31日(月)
 佐賀税務署では、確定申告相談会場を2月7日(金)から開設します。
- ※土・日・祝日は休み。ただし2月23日(日)・3月2日(日)に限り確定申告の相談を行います。
- 受付時間 9時～16時
- ※受付時間終了間際は大変混雑する場合がありますので、お早めにご来場ください。
- ※申告相談会場は大変混雑します。申告書を書面で提出する人は、郵送でお早めにお願います。
- ※駐車場は狭いため、公共交通機関をご利用ください。

申告書等の作成は、ご自宅等から国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」

www.nta.go.jp

国税庁

検索



問い合わせ

佐賀税務署 ☎32・7511
(自動音声で案内します)

問い合わせ

本庁 市民税課 個人市民税係
☎40・7062 FAX25・5408